様式第２（第７条関係）

10kW未満の太陽光発電設備認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
申請者　住　所　（〒　　）

（ふりがな）
氏　名　　印

（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第６条第１項の規定により、10kW未満の太陽光発電設備の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請設備情報　　第１表による

担当地方局（注１）

第１表

申請設備情報一覧（注２）

太陽光発電設備の概要			備　考
設備情報	発電設備の区分（注３）		
	発電出力（注４）		
	設備名称		
	設備の所在地		
	運転開始年月日（又は予定日）		
	太陽光パネルの種類及び変換効率(注５)		
	配線方法（注６）		
	電気事業者への電気供給量の計測方法（注７）		
設置者情報（注８）	設置者名		
	代表者名		
	住所（〒　　）		
添付書類		書　類　名	
	①構造図（注９）		
	②配線図（注９）		
	③メンテナンス体制確認書類（注10）		
	④発電設備の内容を証する書類（注11）		
	⑤ＪＩＳ等性能確認書類（注12）		
	⑥その他１		
	⑦その他２		
	⑧その他３		

（注１）　申請書を提出する担当地方局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注２）　申請設備数が複数となる場合には、同じ表を追加し、設備の概要を記載すること。

（注３）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ｓ：太陽光発電設備のみ、Ｔ：太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）

（注４）　発電出力は、定格出力を記載することとするが、太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を小数１桁まで記載すること。

（注５）　太陽光パネルの種類は次の記号にて記載すること。
Ａ：単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
また、変換効率（日本工業規格Ｃ8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽光モジュールの数値を元に算定された効率）も記載すること。なお、太陽光発電普及拡大センター（Ｊ－ＰＥＣ）において型式登録されている場合は、それをもって変換効率が確認できるため、型式登録がされていることが分かる書類をもって代替できるものとする。

（注６）　配線方法は次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線(事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合)
Ｙ：余剰配線

（注７）　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法（どの地点で、どの計量器で等）を具体的に記載すること。

（注８）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

（注９）　構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」(自家発電併設型の場合には、「併設型標準構造図のとおり」)、配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」(自家発電併設型の場合には、「併設型標準配線図」)と記載する。また、標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出すること。